

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年4月17日（平成29年（独個）諮問第28号ないし同第30号）

答申日：平成29年6月8日（平成29年度（独個）答申第15号ないし同第17号）

事件名：本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

本人に係る証拠書写し請求書兼回答書の調査結果資料の不開示決定（不存在）に関する件

本人に係る貯金入出金照会請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「貯金残高証明請求書の回答書」，「証拠書写し請求書兼回答書の調査結果資料」及び「貯金入出金照会請求書の回答書」に記録された保有個人情報（以下，併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年1月16日付け機構第2295号ないし同第2297号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，原処分を取り消し，本件対象保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は，平成29年（独個）諮問第28号（以下「諮問第28号」という。），同第29号（以下「諮問第29号」という。）及び同第30号（以下「諮問第30号」という。）に係る各審査請求書及び各意見書によれば，おおむね以下のとおりである。

（1）各審査請求書

審査請求人が預入をした担保定期郵便貯金が郵便局員に解約されたので，記号番号「特定番号A」担保定期貯金4件の，預入の証拠

となる、機構保有個人情報の開示を求めたが、ゆうちょ銀行（「株式会社ゆうちょ銀行」をいう。以下同じ。）特定貯金事務センターの上司職員が隠匿（隠滅）して、機構に送られていない為、開示を求める。

（２）各意見書

審査請求人が預入をした記号番号「特定番号A－B～C」担保定額定期貯金４件について、当該預入に係る多数回の調査請求を行っている。

これに対して、ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿（隠滅）して正しい回答書等を送付していないため、機構は、機構保有個人情報は「保有なし」との虚偽の開示決定を繰り返している。

（添付資料省略）

第３ 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第２８号ないし諮問第３０号に係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

- １ 審査請求人は、「保有個人情報開示請求書」及び同請求書に係る「補正書」により、同請求書別紙に記載された「貯金残高証明請求書」の記号番号「特定番号A」、記号番号「特定番号D」及び記号番号「特定番号A－B～C」の貯金に係る「回答書」、「証拠書写し請求書兼回答書」の記号番号「特定番号A」及び記号番号「特定番号A－B～C」の貯金に係る「調査結果資料」、「貯金入出金照会請求書」の記号番号「特定番号A」及び記号番号「特定番号A－B～C」の貯金に係る「回答書」の開示を請求した。しかしながら、記号番号「特定番号A」及び記号番号「特定番号D」はゆうちょ銀行が承継した通常貯金の記号番号であって、当機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく、したがって、当該記号番号に関する調査結果の回答は、当機構は保有していない。また、記号番号「特定番号A－B～C」に係る当該各回答書については、過去に審査請求人から開示請求がなされており、その際、当機構はゆうちょ銀行に対して当該回答書の提出を文書により依頼したが、当該回答書は作成されていなかったところである。したがって、当該回答書は存在しないものである。
- ２ なお、審査請求人は「審査請求書」により、「記号番号「特定番号A」の担保定額定期貯金４件の預入の証拠が開示されていない」旨を主張しているが、当該郵便貯金については、平成２０年７月３日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく当機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証跡は発見されなか

った。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する当機構の不開示決定について、当機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、異議申立人によるその後の異議申立てに係る各答申においても当機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と当機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A-B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A-B～C」の担保定額定期郵便貯金4件が存在したことを前提とした回答書が存在しないことは明らかである。

3 以上により、本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理（諮問第28号ないし諮問第30号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年5月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 同年6月6日 諮問第28号ないし諮問第30号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「貯金残高証明請求書（記号番号「特定番号A」、記号番号「特定番号D」及び記号番号「特定番号A-B～C」の貯金に係るもの）の回答書」、「証拠書写し請求書兼回答書（記号番号「特定番号A」及び記号番号「特定番号A-B～C」の貯金に係るもの）の調査結果資料」、「貯金入出金照会請求書（記号番号「特定番号A」及び記号番号「特定番号A-B～C」の貯金に係るもの）の回答書」に記録され

た保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消すべきであると主張しているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「特定番号 A」及び「特定番号 D」の記号番号は通常郵便貯金の口座を表すとのことである。
- (2) 郵政民営化法 6 条及び 174 条によれば、郵政民営化前に預入された郵便貯金については、①ゆうちょ銀行が、日本郵政公社から通常郵便貯金を承継し、②機構が、日本郵政公社から定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等）を承継していると認められる。
- (3) このことから、本件開示請求に係る「特定番号 A」及び「特定番号 D」の通常郵便貯金はゆうちょ銀行が承継し、機構は承継していないと認められ、機構において、当該記号番号に関する調査結果の回答は保有しておらず、また、開示請求のあった当該記号番号に関する保有個人情報は保有していないとする諮問庁の説明は首肯できる。
- (4) また、審査請求人は、諮問第 28 号ないし諮問第 30 号に係る各審査請求書及び各意見書によれば、審査請求人の担保定額定期貯金 4 件（記号番号「特定番号 A－B～C」）が郵便局員に解約されたので、これまで、その証拠となる貯金残高証明等の文書の請求を多数回行っているが、これに対して、処分庁の委託を受けたゆうちょ銀行の貯金事務センターは、証拠の隠蔽、データ改ざんの虚偽の開示を繰り返しているとして、本来開示対象として特定され開示されるべきものとして、記号番号「特定番号 A」で調査した担保定額定期貯金 4 件（記号番号「特定番号 A－B～C」）の貯金に係る「調査結果の回答書」が開示されていない旨主張するところ、諮問庁は、審査請求人の主張する担保定額定期郵便貯金の預入の事実はなく、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件各開示請求に対する原処分に誤りはない旨説明する。
- (5) そこで検討すると、本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記（4）の諮問庁の説明を覆すに足る具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第 3 の 2 のとおり）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題

はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する横領、隠蔽等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史